

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月29日

【会社名】 株式会社NEW ART
(注) 平成30年6月28日開催の第24期定時株主総会の決議により、
平成30年10月1日から会社名を下記のとおり変更いたします。
株式会社NEW ART HOLDINGS

【英訳名】 NEW ART Co., Ltd.
(注) 平成30年6月28日開催の第24期定時株主総会の決議により、
平成30年10月1日から英訳名を下記のとおり変更いたします。
NEW ART HOLDINGS Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 白石 幸生

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座二丁目6番3号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役会長である白石幸生は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成30年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社3社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しています。なお、連結子会社6社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達する事業拠点を「重要な事業拠点」として選定しています。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

（1）開示すべき重要な不備の内容

全社的な内部統制の不備

信頼性のある財務報告の作成を支えるのに必要な能力を識別し、所要の能力を有する人材を確保・配置すべきでありましたが、決算業務量の増加に対応できる十分な経理人員体制を構築することができませんでした。

決算・財務報告プロセスに関する内部統制の不備

- 適切な経理・決算業務のために十分な専門知識や経験を有した人材が不足したことを主たる原因として、連結財務諸表の作成並びに開示決算資料の作成に必要な各種根拠書類が当初のスケジュールどおりに作成できず、また、数値の誤りや記載漏れ等の不備を内部統制によって予防・発見ができませんでした。
- その結果、見積りや経営者による予測を伴う重要な勘定科目を含む複数の勘定科目の虚偽表示、関連当事者注記を含む開示決算資料の複数箇所の修正について、監査人から指摘を受けました。

（2）事業年度末日までに是正できなかった理由

当社グループは、当連結会計年度における持株会社体制への移行による会計処理の複雑化、海外子会社を含む連結子会社6社の増加に伴う事務処理量の増加に対して、これらに対応するための準備も併せて進めておりましたが、実際には決算数値の確定に当初の予想以上の時間を要することとなった結果、当社グループでは、連結会計年度末日までに決算業務を十分かつ適切に遂行できる財務経理部門の体制構築ができなかったためであります。

（3）開示すべき重要な不備の是正方針

当社グループは、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、今後は以下の方針に基づく再発防止策を講じ、財務報告に係る内部統制の重要な不備を是正し、翌連結会計年度においては、適切な内部統制を整備・運用する方針であります。

経理・決算業務に十分な専門知識や経験を有した人材を内外において採用することによる財務経理部員の増員
相互チェック・社内承認体制の適正化を含む決算・財務報告プロセスの見直し
社内における財務経理部員の研修等を通じた教育による専門的知識レベルの向上
業務マニュアルの作成や会計ソフトの統一による業務の効率化・標準化
決算作業時における社外の公認会計士・税理士等の専門家による協力体制の構築

(4) 連結財務諸表及び財務諸表に与える影響

監査人より指摘を受けた必要な修正はすべて財務諸表および連結財務諸表に反映しており、これによる財務諸表監査に及ぼす影響はありません。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。